

理事の職務権限規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下「本協会」という）の定款第21条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法、適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条 (法令の順守)

理事は、法令、定款及び本協会が定める規程等を順守し、誠実に職務を執行し、協力して、定款に定める本協会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

第3条 (理事)

理事は理事会を組織し、法令又は定款の定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

第4条 (理事長)

理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 代表理事として本協会を代表して、その業務を執行する。
- 2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- 3) 理事会において、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第5条 (副理事長・業務執行理事・理事)

副理事長・業務執行理事（事務局長）・理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 1) 業務執行理事は事務局長として、理事長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 2) 理事会において、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第6条 (代行順序の決定)

理事長に事故あるとき又は欠けたときの代行順序については、役員改選後最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

第4条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は令和6年3月17日制定、令和6年3月17日施行する。

別表 理事の職務権限

役 職	職 務 権 限
理事長	①法人運営の基本方針の作成に関する事 ②事業計画・予算案の作成に関する事 ③事業報告・決算案の作成に関する事 ④総会・理事会・各委員会の招集に関する事 ⑤契約、人事に関する事
副理事長	①理事長の業務代行に関する事 ②理事長から委嘱された特命事項に関する事
業務執行理事 (事務局長)	①事務執行に関する事 ②理事長から委嘱された特命事項に関する事
理事	①事務執行に関する事について担当理事を補佐する ②部会、専門委員会に関する事 ③理事長から委嘱された特命事項に関する事